

2026 年 9 月 30 日

各 位

会社名 株式会社ピクルスホールディングス
代表者名 代表取締役社長 影山 直司
(コード番号 2935 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員経営企画部長兼 利根川健一
広報・I R室長
(TEL. 04-2931-0777)

当社及び当社子会社の執行役員及び従業員に対する
譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の執行役員及び従業員を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の主要な事業会社である株式会社ピクルスコーポレーションの設立 50 周年に際し、当社グループの執行役員及び従業員に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象者

本制度の対象となる当社グループの執行役員及び従業員（以下、「対象者」と総称する。）は、2026 年 12 月 1 日に在籍している者のうち一定の条件を満たす者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する執行役員及び従業員を予定しています。

当社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) 割当株式数

今回、本制度に基づき対象者に対して当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、46,000 株以内（発行済株式総数に占める割合 0.36%）の予定とし、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

(3) その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、当社取締役会において決定いたします。

以上